

## 第71号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年品川区条例第5号）  
の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「もの」の次に「および地方公務員法第22条の4第1項に  
規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加える。

第2条第3項中「第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する  
短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項  
の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時  
間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任  
用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第4条第1項ただし書および同条第2項、第5条第  
2項、第6条第3項第2号、第13条ならびに第18条第2項中「再任用短時  
間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3

年法律第63号) 附則第6条第1項もしくは第2項または附則第7条第1項  
もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、改正後の職員の  
勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用  
短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(説明) 地方公務員法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。